

【家族や園児が陽性になった場合】

No	問	答
1	園児が陽性となった場合は、何日間減額の対象になりますか。	発症日の翌日から7日間が自宅待機期間となるため、当該期間が減額対象です。 ※ 朝体調が悪く、保育園に登園せず病院に掛かり、当日陽性と分かった場合は、発症日を含めて計8日の期間が減額対象 ※ 保育園に登園後、午後から具合が悪くなり、当日陽性と分かった場合は、発症日を含めず計7日の期間が減額対象
2	令和4年9月7日より前は、療養期間・陽性の場合の減額期間が10日間だったが、同日前後の陽性者の取り扱いはどうなるのか。	令和4年9月7日より、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間について、従来の「発症日から10日間」から、「発症日から7日間」に変更されました。これに合わせ、同日時点で療養中である園児にも減額対象期間は7日間とします。 ただし、各保育施設への通知が令和4年9月9日となったことから、通知日時点で療養期間が7日間に達している園児については、以下の通りとします。 [9月7日時点の療養経過期間] [減額期間] ・6日間 → 8日間 ・7日間 → 9日間 ・8日間から10日間 → 10日間
3	家族が陽性になりましたが、園児が小さくて感染対策が取れない場合の待機期間は何日になりますか。	感染対策ができない場合の濃厚接触者の待機期間は、陽性者と最後に接触した日から5日になりますので、感染対策ができない場合は、陽性者の待機期間7日+5日になります。
4	家族が陽性になった場合の感染症対策とはどんなことですか。	マスクの着用、手洗い、手指の消毒、日用品の共有を避ける、感染者の触る場所の消毒等です。
5	同居家族が陽性と診断されたため、保育園を休ませましたが、保健所から濃厚接触の特定の連絡がなくても減額対象になりますか。 (※「市は保健所が特定しない濃厚接触者への登園自粛要請を行いません。」と通知)	従前のお通り、減額の対象とします。 ※保健所からのSMSを通して、MyHER-SYS（厚労省コロナ感染者等状況把握・管理システム）に登録した段階で、同居家族は濃厚接触者と特定されたとみなします。 ※通知文の趣旨は、保育園内で他の園児に陽性者が生じた場合でも、保護者の判断で休ませた場合は減額の対象外であることを述べたもの。
6	家族等の陽性により園児が濃厚接触者となった場合は、減額の対象となりますか。	原則5日間（感染対策をしている場合）が減額対象期間です。
7	もともと家庭の都合（帰省・家庭保育可能等）で休んでいた園児が、あとから濃厚接触と認められた場合、いつから減額の対象となりますか。	濃厚接触者と特定された日以後の通園可能日から減額対象です。 (遡及して減額の対象とはなりません。)

【家族や園児が濃厚接触者になった場合】

No	問	答
1	園児の同居家族が濃厚接触者となったために、登園を自粛した場合は、減額の対象となりますか。	減額の対象外です。 ※濃厚接触者の家族は濃厚接触者になりません。
2	保護者全員が濃厚接触者となった場合は、減額の対象となりますか。	園児の送迎ができない場合は減額対象です。
3	保育所の送迎を担当している保護者が濃厚接触者となりましたが、他に外出可能な同居家族がいる場合は、減額の対象となりますか。	減額対象外です。

【PCR検査や抗原検査に関すること】

No	問	答
1	発熱等で保育所を休み、数日後にPCR検査を受けることになった際の、検査前の期間は減額の対象となりますか。	予約等の状況によりPCR検査の実施日が数日後になった場合は減額の対象です。ただし、新型コロナウイルス感染症に関係なく保育所を休み、後日PCR検査を受けることになった場合は、PCR検査前の期間は減額の対象外です。
2	体調不良がありPCR検査もしくは抗原検査を受けた場合は、減額の対象になりますか。	園児やその同居家族がPCR検査もしくは抗原検査を受けた日及びその結果が出るまでは、減額の対象期間です。なお、症状がなく、旅行等の前に感染していないことを確認するために行う検査の場合の期間は、減額の対象となりません。
3	登園後に発熱し、PCR検査を受けた場合の登園日は、減額の対象になりますか。	減額対象外です。

【園で陽性者が発生した場合】

No	問	答
1	同じクラスの園児が陽性になり心配になって休ませましたが、減額の対象になりますか。	保健所が保育施設で濃厚接触者を特定しなくなりましたので、減額の対象外です。
2	同じクラスの園児が陽性になりましたが、登園は可能ですか。	保育施設での濃厚接触者は特定しないので登園できます。
3	園児のきょうだい児のクラスが休園（クラス閉鎖）となったために登園を自粛した場合は、減額の対象となりますか。	クラス閉鎖されていない園児は、減額対象外です。
4	保育園で他のクラスで閉鎖があったために登園を自粛した場合は、減額の対象となりますか。	減額対象外です。

【減額申請方法の変更について】

No	問	答
1	保護者からの申請が必要ですか。	令和4年6月分からは、保護者からの申請ではなく、施設からの報告に変更しましたので保護者からの申請は不要です。
2	同一月で複数の理由で減額対象となる園児がいた場合は、行を分けて報告書を作成しますか。	行を分けず、1人につき1行となるよう欠席の合計日数を入力したうえで、理由の欄は主な理由を1つ選択し、報告書を作成してください。
3	同一月で複数回減額対象となる園児がいた場合は、その都度報告書を作成しますか。	1か月分をまとめて指定の報告データ（Excel）を作成し、翌月20日までに保育施設よりメールにてこども施設入園課に提出してください。

【令和4年8月から何が変わったのか】

No	問	答
1	令和4年8月4日付で保育料日割り計算の周知がありました。何が変更されたのですか。	令和4年7月21日より、保育園内で陽性者が出た場合でも、保健所では濃厚接触者の特定を行わないことになりました。 <ul style="list-style-type: none"> ・同じクラスで陽性者が出て登園自粛要請はしませんので、減額の対象にならなくなりました。 ・上記の場合でも登園が可能です。 ・連続する3日間に同一クラスで概ね5名以上が感染した場合は、3日間のクラス閉鎖になります。 ・クラス閉鎖が複数になった場合は、休園の判断を市が行います。
2	令和4年8月4日付で保育料日割り計算の通知では、「PCR検査・抗原検査を受けた日から結果が出るまでの期間」の対象範囲が「園児」とありますが、保護者が体調不良でPCR検査を受けることになった場合の欠席は、減額の対象になりませんか。	これまで通り、保護者が体調不良によりPCR検査を受けることになった場合の欠席は、減額対象です。 （※表記の対象範囲とは、保育料減額となる対象（園・クラス・園児）について記しています。）
3	令和4年7月21日以降は、保育園での陽性者に対する濃厚接触の特定は行わないとのことですが、家族内感染の場合の濃厚接触の場合は、減額の対象になりますか。	これまで通り、減額の対象となります。 （【家族や園児が陽性になった場合】No.4参照）
4	令和4年7月20日以前に濃厚接触者と特定された園児の欠席日数は、減額の対象となりますか。減額となる場合、いつまでが対象となりますか。	令和4年7月20日以前については、従前のお通り、濃厚接触特定による自宅待機期間（7日間）が減額の対象期間です。
5	保育士が陽性となった場合も、園児は休ませなくてよいですか。休ませた場合は減額の対象になりますか。	令和4年7月21日より、保健所では保育園での濃厚接触の特定は行わなくなりました。このため、保育士の陽性のみをもって登園自粛要請は行わないことから、減額の対象とはなりません。ただし、保育士の配置基準を満たせなくなった場合は休園させる場合があります。このような状況になりそうな場合は、事前にこども施設運営課（運営支援G）へご相談ください。

【令和4年9月から何が変わったのか】

No	問	答
1	令和4年9月9日付で保育料日割り計算の周知がありました。何が変更されたのですか。	【家族や園児が陽性になった場合】No.2を参照してください。

【その他】

No	問	答
1	減額の対象となる期間中に、土曜日・日曜日・祝日がありますが、減額の対象になりますか。	日曜日及び祝日は減額の対象日数に含まれません。土曜日は土曜保育利用の有無にかかわらず、減額の対象日数に含まれます。
2	以前提出した減額申請の還付（返金）はまだですか。	現在減額申請の件数が大変多くなっており、還付までにお時間をいただいています。ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。